

(表)

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 環境部 環境保全課

番号 2

不利益処分の内容		特定工場等の騒音防止方法の改善命令
根拠法令及び条項		騒音規制法第12条第2項
処分基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	平成15年4月1日設定内容(裏面のとおり) 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定及び規制基準について(平成15年茅ヶ崎市告示第53号)
	参考事項	騒音規制法の手引き(技報堂出版)
	設定等年月日	平成9年10月1日設定(平成15年4月1日最終変更)

(裏)

処 分 基 準	基 準	特定工場等の騒音防止方法の改善命令処分基準																					
		<p>○騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定及び規制基準について（平成15年茅ヶ崎市告示第53号）</p> <p>騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域(以下「指定地域」という。)を次の1のとおり指定し、及び同法第4条第1項の規定により規制基準を次の2のとおり定め、平成15年4月1日から施行します。</p> <p>1 指定地域 茅ヶ崎市の区域(都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第8条第1項第1号に掲げる工業専用地域として定められた区域を除く。)</p> <p>2 規制基準</p> <table border="1"><thead><tr><th>区域の区分\ 時間の区分</th><th>午前8時から 午後6時まで</th><th>午前6時から 午前8時まで及 び午後6時から 午後11時まで</th><th>午後11時から 翌日の午前6時 まで</th></tr></thead><tbody><tr><td>第一種区域</td><td>50 デシベル</td><td>45 デシベル</td><td>40 デシベル</td></tr><tr><td>第二種区域</td><td>55 デシベル</td><td>50 デシベル</td><td>45 デシベル</td></tr><tr><td>第三種区域</td><td>65 デシベル</td><td>60 デシベル</td><td>50 デシベル</td></tr><tr><td>第四種区域</td><td>70 デシベル</td><td>65 デシベル</td><td>55 デシベル</td></tr></tbody></table> <p>備考</p> <p>1 第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域の区分は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 第一種区域 法第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域として定められた区域</p> <p>(2) 第二種区域 法第8条第1項第1号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域として定められた区域並びに同号に掲げる用途地域として定められた区域以外の区域</p> <p>(3) 第三種区域 法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域として定められた区域</p> <p>(4) 第四種区域 法第8条第1項第1号に掲げる工業地域として定められた区域</p> <p>2 一の特定工場等が属する指定地域の区域の変更により、当該一の特定工場等に適用される騒音の規制基準の値が従前の規制基準の値より小さい値となる場合にあっては、当該一の特定工場等については、当該変更の日から3年間は当該変更がなかったものとみなして規制基準を適用する。</p>				区域の区分\ 時間の区分	午前8時から 午後6時まで	午前6時から 午前8時まで及 び午後6時から 午後11時まで	午後11時から 翌日の午前6時 まで	第一種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル	第二種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	第三種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル	第四種区域	70 デシベル
区域の区分\ 時間の区分	午前8時から 午後6時まで	午前6時から 午前8時まで及 び午後6時から 午後11時まで	午後11時から 翌日の午前6時 まで																				
第一種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル																				
第二種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル																				
第三種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル																				
第四種区域	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル																				